

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芝山町は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

芝山町長

公表日

令和5年6月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を実施している・母子保健法に基づき、母子手帳の交付、新生児及び妊産婦の訪問指導、各乳幼児健診、健康相談等を実施している・健康増進法に基づき、健康診査、各種検診、健康相談等を実施している・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に予防接種を実施する。・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務(接種記録の登録、他市区町村へ接種記録の照会・提供、予防接種証明書の交付等)を行う。 番号法の別表第二に基づいて本町は、健康管理に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。
③システムの名称	健康かるて、ワクチン接種記録システム(VRS)、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル、母子保健ファイル、健康診査ファイル、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の接種情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という)番号法第9条第1項、別表第一 第10項、第49項、第76項、第93の2項2 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、番号法第19条第5号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び、番号法別表第二の16の2、56の2、69の2、115の2項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び、番号法別表第二の16の2、17、18、19、69の2、115の2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	芝山町総務課 行政係 〒289-1692 千葉県山武郡芝山町小池992 0479-77-3901
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	芝山町福祉保健課 保健衛生係 〒289-1624 千葉県山武郡芝山町小池980 0479-77-1891

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I. 1. ②	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を実施している ・母子保健法に基づき、母子手帳の交付、新生児訪問、各乳幼児健診、健康相談等を実施している ・健康増進法に基づき、健康診査、各種検診、健康相談等を実施している 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を実施している ・母子保健法に基づき、母子手帳の交付、新生児訪問、各乳幼児健診、健康相談等を実施している ・健康増進法に基づき、健康診査、各種検診、健康相談等を実施している <p>番号法の別表第二に基づいて本町は、健康管理に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	事後	
平成29年6月30日	I. 4. ②	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び、番号法別表第二の56の2項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び、番号法別表第二の17,18,19の項</p>	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び、番号法別表第二の16の2、56の2項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び、番号法別表第二の16の2、17,18,19の項</p>	事後	
平成29年6月30日	II-1 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
平成29年6月30日	II-2 対象人数	平成27年4月1日 時点	平成29年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報	課長 文達正己	課長	事後	
令和1年6月28日	II-1 対象人数	平成29年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 対象人数	平成29年6月1日 時点	平成31年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	なし	「IV リスク対策」のとおり	事後	
令和2年6月1日	I-1-②	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を実施している ・母子保健法に基づき、母子手帳の交付、新生児訪問、各乳幼児健診、健康相談等を実施している ・健康増進法に基づき、健康診査、各種検診、健康相談等を実施している <p>番号法の別表第二に基づいて本町は、健康管理に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を実施している ・母子保健法に基づき、母子手帳の交付、新生児及び妊産婦の訪問指導、各乳幼児健診、健康相談等を実施している ・健康増進法に基づき、健康診査、各種検診、健康相談等を実施している <p>番号法の別表第二に基づいて本町は、健康管理に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	事前	
令和2年6月1日	I-4-②	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び、番号法別表第二の16の2、56の2項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び、番号法別表第二の16の2、17,18,19の項</p>	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び、番号法別表第二の16の2、56の2、69の2項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び、番号法別表第二の16の2、17、18、19、69の2項</p>	事前	
令和2年6月1日	II-1 対象人数	平成31年6月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事前	
令和2年6月1日	II-2 取扱者数	平成31年6月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事前	
令和2年12月25日	I-1-②	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を実施している ・母子保健法に基づき、母子手帳の交付、新生児及び妊産婦の訪問指導、各乳幼児健診、健康相談等を実施している ・健康増進法に基づき、健康診査、各種検診、健康相談等を実施している <p>番号法の別表第二に基づいて本町は、健康管理に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を実施している ・母子保健法に基づき、母子手帳の交付、新生児及び妊産婦の訪問指導、各乳幼児健診、健康相談等を実施している ・健康増進法に基づき、健康診査、各種検診、健康相談等を実施している ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に予防接種を実施する。 <p>番号法の別表第二に基づいて本町は、健康管理に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	事前	
令和2年12月25日	I-3	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という)番号法第9条第1項、別表第一 第10項、第49項、第76項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条、第40条、第54条</p>	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という)番号法第9条第1項、別表第一 第10項、第49項、第76項、第93の2項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条、第40条、第54条、第67条の2</p>	事前	
令和2年12月25日	I-4-②	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び、番号法別表第二の16の2、56の2、69の2項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び、番号法別表第二の16の2、17、18、19、69の2項</p>	<p>(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号及び、番号法別表第二の16の2、56の2、69の2、115の2項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号及び、番号法別表第二の16の2、17、18、19、69の2、115の2項</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月25日	I-2	予防接種ファイル、母子保健ファイル、健康診査ファイル	予防接種ファイル、母子保健ファイル、健康診査ファイル、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の接種情報	事前	
令和2年12月25日	II-1 対象人数	令和2年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事前	
令和2年12月25日	II-2 取扱者数	令和2年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事前	
令和3年10月15日	I-1-②	<p>・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を実施している</p> <p>・母子保健法に基づき、母子手帳の交付、新生児及び妊産婦の訪問指導、各乳幼児健診、健康相談等を実施している</p> <p>・健康増進法に基づき、健康診査、各種検診、健康相談等を実施している</p> <p>・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に予防接種を実施する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて本町は、健康管理に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<p>・予防接種法に基づき、定期予防接種の勧奨、接種の管理を実施している</p> <p>・母子保健法に基づき、母子手帳の交付、新生児及び妊産婦の訪問指導、各乳幼児健診、健康相談等を実施している</p> <p>・健康増進法に基づき、健康診査、各種検診、健康相談等を実施している</p> <p>・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に予防接種を実施する。</p> <p>・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務(接種記録の登録、予防接種証明書の交付等)を行う。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて本町は、健康管理に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	事後	
令和3年10月15日	I-1-③	健康かるて、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー	健康かるて、ワクチン接種記録システム(VRS)、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー	事後	
令和3年10月15日	I-3	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という)番号法第9条第1項、別表第一 第10項、第49項、第76項、第93の2項</p> <p>2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第10条、第40条、第54条、第67条の2</p>	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という)番号法第9条第1項、別表第一 第10項、第49項、第76項、第93の2項</p> <p>2 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)、番号法第19条第5号(委託先への提供)</p>	事後	
令和3年10月15日	II-1 対象人数	令和2年12月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和3年10月15日	II-2 対象人数	令和2年12月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	
令和5年6月23日	II-1 対象人数	令和3年10月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月23日	II-2 取扱者数	令和3年10月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	